

改正

平成10年11月5日告示第41号

平成16年2月24日告示第9号

平成19年6月18日告示第43号

平成22年2月25日告示第41号

令和5年3月2日告示第79号

浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年住田町告示第1号）の全部を次のように改正し、平成4年4月1日から施行する。

（目的）

第1 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町長が別に定める地域内において、住宅における合併処理浄化槽の設置等に要する費用に対し、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により補助金を交付する。

（用語の定義）

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（以下「浄化槽」という。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- （2） 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- （3） 転換 汲み取り便槽から浄化槽へ入れ替えることをいう。ただし、同一敷地内において汲み取り便槽を設置した建築物を取り壊した後に新たに建築した建築物に浄化槽を設置する場合を除く。
- （4） 宅内配管工事 転換の場合における浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所及び風呂等からの排水管）、ますの設置及び住宅の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置工事をいう。
- （5） 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に基づく住宅で、延床面積の3分の2以上を居住の用に供する住宅であって、町内に存するものをいう。

(補助対象者)

第2の2 補助金対象者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項により公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の区域において、対象人員10人以下の浄化槽を住宅に設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、交付対象としない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承認が得られない者

(補助金額)

第3 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1に定める額を補助基準額とする。

2 転換における汲み取り便槽の撤去に要する費用への補助金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

3 転換における宅内配管工事に要する費用への補助金の額は、別表第3に定める額を限度とする。

4 転換に該当し、かつ、前3項の補助額を全て合算した補助額が別表第1に定める新築の基準額を下回る場合は、別表第1に定める新築の補助基準額を補助額とする。

5 前各項で規定する補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 浄化槽施工見積書の写し

(4) 転換に伴う汲み取り便槽撤去又は宅内配管工事を実施する場合は、それらに要する費用を記載した見積書の写し

(5) 浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図及び縦断面図

(6) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(7) 建築物の平面図及び延べ面積計算書

(8) 納税確認同意書

- (9) 浄化槽票
- (10) 処理対象人員算定表及び処理水量算定書
- (11) 構造方法等に関する認定書の写し
- (12) 型式に関する適合認定書の写し（別添仕様書及び図面を含む。）
- (13) 国庫補助指針に関する登録証の写し及び登録浄化槽管理表（C票）の写し
- (14) 浄化槽設備士免状の写し（昭和63年3月31日以前の資格者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習の終了証書の写し）
- (15) 放流に関する許可書等の写し（放流先の所有者、管理者その他の者で権限を有する者からの許可若しくは同意又はその他との協議その他の手続が必要となる場合に限る。）
- (16) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第5 町長は、第4の補助金交付申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）により通知する。

（変更承認申請書等）

第6 第5第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、別に定める日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第7 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は、当該年度の3月25日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（自ら当該浄化槽の保守点検又は、清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができる証明書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 適正に設置工事が行われたことを証する施工状況の写真

- (4) 浄化槽の設置に要した費用を記載した領収書の写し
- (5) 補助対象者と浄化槽工事業者等の工事請負契約書の写し
- (6) 転換に伴う汲み取り便槽撤去または、宅内配管工事を実施した場合は、それらに要した費用を記載した領収書の写し
- (7) 産業廃棄物管理票の写し（撤去費用補助金申請者に限る）
- (8) 漏水検査報告書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第8 町長は、第7の規定により提出された実績報告書を審査し、事業の成果が、補助金交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第9 町長は、第8の規定による交付額の確定後、補助対象者からの補助金交付請求書(第7号様式)による請求に基づき、補助金を交付する。

(その他)

第10 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

前文(抄) (平成10年11月5日告示第41号)

平成10年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成16年2月24日告示第9号)

平成16年4月1日から施行する。

前文(抄) (平成19年6月18日告示第43号)

平成19年4月1日から適用する。

前文(抄) (平成22年2月25日告示第41号)

平成22年4月1日から施行する。

前文(抄) (令和5年3月2日告示第79号)

令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

人槽区分	新築の基準額	転換の基準額
5人槽	560,000円	390,000円
6～7人槽	604,000円	474,000円
8～10人槽	910,000円	660,000円

別表第 2

区分	限度額
汲み取り便槽撤去費	90,000円

別表第 3

区分	限度額
宅内配管工事	300,000円

住田町長 様

申請者 住 所
氏 名

補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第4の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 区 分	工事種別	新築	改築	増築	その他 ()
	浄化槽	新設		転換	
2 設 置 場 所	住田町	字			番地
3 交 付 申 請 額	金	円	(設置 円) (撤去 円) (配管 円)		
4 住 宅 所 有 者	1 本人	2 共有 (人)	3 その他 ()		
5 設置工事施工業者名	住所 氏名 電話番号 ()				
6 着工予定年月日	年 月 日				
7 事業完了予定年月日	年 月 日				

別 紙

浄化槽の設置場所	気仙郡住田町			
浄化槽の形式	名称	認定番号		
浄化槽の人槽	人槽			
処 理 方 法				
設置に要した費用	総 額	補助金	自己負担金	その他
	円	円	円	円
交 付 申 請 額	円			
住 宅 の 所 有 者	1本 人 2共 有 3その他 ()			
住 宅 の 種 類	1一般住宅			m ²
	2店舗等併用住宅 (居住部分の面積			m ²)
	(その他の面積			m ²)
設置(購入)年月日	年 月 日			
使用開始年月日	年 月 日			
施 工 業 者	住 所 氏名又は名称			
放 流 先	1河 川 2道路側溝 3その他 ()			

〈添付書類〉

- (1) 浄化槽設置届出受理通知書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 案内図、平面図、配置図及び縦断面図
- (3) 浄化槽工事の費用を記載した見積書の写し（汲み取り便槽の撤去又は宅内配管工事を実施した場合は当該工事の見積書の写し）
- (4) 納税確認同意書
- (5) 浄化槽票
- (6) 人員算定計算書
- (7) 浄化槽認定書の写し、登録浄化槽管理票（C票）の写し、機能保証登録証の写し
- (8) 浄化槽設備士免状の写し
- (9) 放流に関する許可書等の写し
- (10) その他必要と認める書類

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、
下記により交付する。

年 月 日

住田町長

一 交付金額 金 円

二 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係わる事業完了後1カ月以内（第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1カ月以内）又は当年度3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

7 将来において、公共下水道区域となった場合には、無条件で加入することを条件とする。

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、
下記の理由により不交付とする。

年 月 日

住田町長

記

(理由)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

住田町長 様

補助対象者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

住田町長 様

補助対象者 住 所
氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備
事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円 (設置 円)
撤去 円)
配管 円)

2 事業完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類
- (1) 平面図、配置図及び縦断面図
 - (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (4) 施工状況の写真
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) 浄化槽工事の費用を記載した領収書の写し（汲み取り便槽の撤去、又は宅内配管工事を実施した場合は当該工事の領収書の写し）
 - (7) 産業廃棄物管理票の写し（撤去費用補助金申請者に限る）
 - (8) 漏水検査報告書の写し
 - (9) その他必要と認める書類

様

住田町長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、
下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

金 円

第7号様式

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で額の確定のあった浄化槽設置整
備事業補助金を、上記のとおり請求する。

年 月 日

住田町長 様

補助対象者 住 所

氏 名